

第44期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成29年6月28日（水曜日）
午前10時（受付開始9時）

受付開始まで会場には入場して
いただけません。

開催場所 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス
3階 カンファレンス

目次

■ 第44期定時株主総会招集ご通知	2
添付書類	
■ 事業報告	3
■ 計算書類	19
■ 監査報告書	36
株主総会参考書類	
■ 第1号議案 剰余金の処分の件	39
■ 第2号議案 定款一部変更の件	40
■ 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件	45
■ 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	48
■ 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	50
■ 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件	51
■ 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	51

株主総会会場ご案内

株 主 各 位

東京都港区港南一丁目2番70号
株式会社 **クロスキャット**
代表取締役社長 井上 貴功

第44期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月27日（火曜日）17時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年6月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都港区港南一丁目2番70号
品川シーズンテラス 3階 カンファレンス
（末尾の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。） |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 1. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第44期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス [http:// www.xcat.co.jp](http://www.xcat.co.jp)）に掲載させていただきます。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境に緩やかな改善が見られましたが、新興国経済の減速や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向など世界経済の不確実性の高まりにより、依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが属する情報サービス業界は、「IoT」、「ビッグデータ」や「AI」等のIT技術のビジネス分野への活用による設備投資への期待が高まっております。

このような状況のもとで、当社グループは、中期経営計画「Innovation Fast 2017」に則り、継承すべき事項と変革すべき事項を明確化し、中核ビジネスであるシステム開発の安定拡大、新サービスの創生と伸長、及び子会社との相乗効果による業容拡大を図っております。引き続き、グループ一丸となって新規顧客の開拓と既存顧客へのきめ細かい提案活動を展開し、Nextステージに向かって成長して参ります。

当連結会計年度の業績は、銀行、公共企業、放送向けの案件減少による影響はあるものの、クレジット、保険及び官庁・自治体向けが好調に推移したことと、子会社が寄与したことにより、売上高は10,153百万円（前年同期比8.1%増）、営業利益は554百万円（前年同期比7.5%増）、経常利益は576百万円（前年同期比7.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は417百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、40百万円で、その主たるものは、コンピュータ関連設備等の費用であります。

③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

|                       | 当連結会計年度<br>(平成29年3月31日) |
|-----------------------|-------------------------|
| 当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額 | 2,000百万円                |
| 借入実行残高                | 500                     |
| 差引額                   | 1,500                   |

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 対処すべき課題

お客様への最適なシステムソリューションの提供を通して成長し続けるために、当社では以下の課題に取り組んで参ります。

### ① 業容の拡大

クラウド・コンピューティング利用、スマートデバイスのビジネスシーンへの浸透、ビッグデータへの関心の高まり等によりITが経営やビジネスに及ぼす影響は増大し、競争優位の獲得に向けたIT投資の戦略性が高まっております。

情報サービス業界各社の受注競争は、当初の予想どおり激化しており、当社が受託開発分野における業容を拡大していく中で、他社との競争において優位に立つため、事業企画力、開発体制、販売力の強化を図って参ります。また、子会社であるクロスユーアイエスとのグループ経営のシナジー創出はもとより、事業提携やM&Aについても戦略的検討を継続して参ります。

### ② 収益力の向上

収益力を向上させるためには、不採算プロジェクトを未然に防ぐことが重要な課題となります。新たな業務分野、新たな技術、初めてのお客様の仕事については、高いリスクを内包していることを前提に、長年運用実績のあるQMS（品質マネジメントシステム）とレベル3を達成した国際的なソフトウェア開発プロセスの能力成熟度モデルであるCMMIのノウハウを活かし、PMO（Project Management Office）専任部署による監視強化と併せて高いレベルでの品質管理活動を実践しております。2017年3月には、公共ビジネス事業部公共第1部において標準プロセスが最適化されたCMMIレベル5を達成しました。今後は、レベル5達成の部門を拡大していくことで、更なる品質向上を目指すべく研鑽を積んで参ります。

### ③ 人材の育成と確保

企業成長には優秀な人材の確保・育成は不可欠であり、お客様からも常に質の高いサービスを求められております。情報サービス企業にとって最も重要な経営資源である技術者の安定的確保とスキルの向上は、恒常的な経営課題といえます。当社といたしましては、新卒採用、キャリア採用ともに力を入れる一方で、M&Aも選択肢とし、人材の確保に努めます。また、迎え入れた人材が当社の戦力として活躍できるよう、最新技術習得とプロジェクトマネジメントスキルの習得を中心とした社内研修による人材育成に努めて参ります。加えて、重要なビジネスパートナーである協力会社との関係強化により、当社と協力会社が一体となって人材強化を実現できる関係を構築して参ります。

#### ④ 働き方改革推進

労働人口の減少に伴い一億総活躍社会が標榜される中、当社としても社員のワークライフバランスに配慮しつつ、生産性の向上が重要な課題であると認識しております。労働に対する価値観の変化や多様な就労条件に柔軟に対応できる制度を整備し、社員の健康や意欲を損なわない環境を保ち続けることが、当社の事業の健全な継続には不可欠であると考えます。当社の発展に向けて適切な働き方改革・休み方改革を推進して参ります。

### (3) 財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

| 項目                  | 第41期<br>平成26年3月期 | 第42期<br>平成27年3月期 | 第43期<br>平成28年3月期 | 第44期<br>(当連結会計年度)<br>平成29年3月期 |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)             | 8,626,215        | 8,174,524        | 9,396,638        | 10,153,176                    |
| 経常利益(千円)            | 420,757          | 533,901          | 537,582          | 576,098                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(千円) | 237,235          | 300,056          | 352,852          | 417,903                       |
| 1株当たり当期純利益(円)       | 27.53            | 34.82            | 41.35            | 49.74                         |
| 総資産(千円)             | 3,698,691        | 3,916,696        | 4,748,414        | 5,033,771                     |
| 純資産(千円)             | 1,966,309        | 2,251,727        | 2,353,672        | 2,841,203                     |

(注) 第43期より連結計算書類を作成しているため、第41期及び第42期についての数値は、単体の内容を掲載しております。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係  
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金       | 議決権の比率 | 主要な事業内容                 |
|---------------|-----------|--------|-------------------------|
| 株式会社クロスユーアイエス | 100,000千円 | 100%   | 情報処理サービス、<br>システム開発及び販売 |

③ 当連結会計年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

**(5) 主要な事業内容**（平成29年3月31日現在）

当社グループは、情報システムの企画提案から設計、開発、運用、保守に至るまでの総合的なサービスを提供するシステム開発を主業務に、BIビジネス、オリジナルソリューション販売、オリジナルパッケージ販売によるソリューション提供を行っております。

**(6) 主要な営業所及び工場**（平成29年3月31日現在）

- ① 当社  
本社 東京都港区港南一丁目2番70号  
仙台支店 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号
- ② 子会社  
株式会社クロスユーアイエス（本社：大阪府大阪市）

**(7) 使用人の状況**（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

| 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 600名（79名） | 5名増（増減なし）   |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢    | 平均勤続年数  |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 529名（78名） | 1名減（1名減）  | 38歳 7ヶ月 | 12年 4ヶ月 |

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。



## (8) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額    |
|---------------|--------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 170百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 120百万円 |
| 株式会社りそな銀行     | 85百万円  |
| 株式会社横浜銀行      | 85百万円  |
| 株式会社三井住友銀行    | 40百万円  |

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 9,210,960株 (自己株式 808,494株を含む)
- (3) 株主数 4,204名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株主名          | 持株数   | 持株比率 |
|--------------|-------|------|
| クロスキャット社員持株会 | 768千株 | 9.1% |
| 佐藤順子         | 738千株 | 8.8% |
| 尾野貴子         | 643千株 | 7.7% |
| 牛島豊          | 444千株 | 5.3% |
| 小野田亜紀        | 362千株 | 4.3% |
| 磯田晶子         | 275千株 | 3.3% |
| 大久保尚子        | 275千株 | 3.3% |
| 田崎冬子         | 270千株 | 3.2% |
| 並木豊          | 267千株 | 3.2% |
| 明治安田生命保険相互会社 | 240千株 | 2.9% |

(注) 当社は、自己株式808,494株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### 4. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                     |
|-----------|---------|-----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 牛 島 豊   |                                                                       |
| 代表取締役社長   | 井 上 貴 功 |                                                                       |
| 取 締 役     | 前 田 耕 司 | 常務執行役員事業推進統括部担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス取締役                                  |
| 取 締 役     | 佐 藤 武 次 | 常務執行役員金融第1ビジネス事業部担当<br>兼金融第2ビジネス事業部担当<br>兼公共ビジネス事業部担当<br>兼法人ビジネス事業部担当 |
| 取 締 役     | 三 嶋 峰 雄 | 常務執行役員経営財務統括部担当                                                       |
| 取 締 役     | 増 田 雅 己 | 執行役員営業統括部担当兼仙台支店担当                                                    |
| 取 締 役     | 天 野 忠 彦 | 株式会社アイセック代表取締役                                                        |
| 常 勤 監 査 役 | 田 丸 俊 次 | 株式会社クロスユーアイエス監査役                                                      |
| 監 査 役     | 遠 藤 正   | 三協鋼鐵株式会社監査役<br>三浦医院事務長                                                |
| 監 査 役     | 五 味 洋 行 | 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事<br>株式会社イーアイティー取締役                                |

- (注) 1. 取締役天野忠彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は天野忠彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役遠藤正氏及び監査役五味洋行氏は、社外監査役であります。なお、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役遠藤正氏は、長年に亘る税理士事務所での勤務経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 監査役五味洋行氏は、長年に亘り在籍した情報サービス業界における知見と経営者としての経験を監査役業務に活かしていただいております。

4. 当事業年度中における地位及び担当の変更

| 氏名   | 変更後                                                                          | 変更前                                                                      | 変更年月日      |
|------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------|
| 前田耕司 | 取締役常務執行役員<br>経営財務統括部担当<br>兼営業統括部担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役                  | 取締役常務執行役員<br>営業統括部担当<br>兼事業推進統括部担当<br>兼事業推進統括部長<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役 | 平成28年4月1日  |
| 佐藤武次 | 取締役常務執行役員<br>金融第1ビジネス事業部担当<br>兼金融第2ビジネス事業部担当                                 | 取締役常務執行役員<br>金融ビジネス事業部担当<br>兼公共ビジネス事業部担当                                 | 平成28年4月1日  |
| 三嶋峰雄 | 取締役常務執行役員<br>事業推進統括部担当                                                       | 取締役常務執行役員<br>経営財務統括部担当                                                   | 平成28年4月1日  |
| 増田雅己 | 取締役執行役員<br>公共ビジネス事業部担当<br>兼法人ビジネス事業部担当                                       | 取締役執行役員<br>法人ビジネス事業部担当                                                   | 平成28年4月1日  |
| 牛島 豊 | 代表取締役会長                                                                      | 代表取締役会長<br>仙台支店担当                                                        | 平成28年10月1日 |
| 井上貴功 | 代表取締役社長                                                                      | 代表取締役社長<br>営業統括                                                          | 平成28年10月1日 |
| 前田耕司 | 取締役常務執行役員<br>事業推進統括部担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役                              | 取締役常務執行役員<br>経営財務統括部担当<br>兼営業統括部担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役              | 平成28年10月1日 |
| 佐藤武次 | 取締役常務執行役員<br>金融第1ビジネス事業部担当<br>兼金融第2ビジネス事業部担当<br>兼公共ビジネス事業部担当<br>兼法人ビジネス事業部担当 | 取締役常務執行役員<br>金融第1ビジネス事業部担当<br>兼金融第2ビジネス事業部担当                             | 平成28年10月1日 |
| 三嶋峰雄 | 取締役常務執行役員<br>経営財務統括部担当                                                       | 取締役常務執行役員<br>事業推進統括部担当                                                   | 平成28年10月1日 |
| 増田雅己 | 取締役執行役員<br>営業統括部担当<br>兼仙台支店担当                                                | 取締役執行役員<br>公共ビジネス事業部担当<br>兼法人ビジネス事業部担当                                   | 平成28年10月1日 |

5. 当事業年度後における地位及び担当の変更

| 氏名   | 変更後                                                    | 変更前                                             | 変更年月日     |
|------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|-----------|
| 三嶋峰雄 | 取締役常務執行役員<br>経営統括部担当<br>兼財務管理統括部担当                     | 取締役常務執行役員<br>経営財務統括部担当                          | 平成29年4月1日 |
| 前田耕司 | 取締役執行役員<br>営業統括部担当<br>兼仙台支店担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役 | 取締役常務執行役員<br>事業推進統括部担当<br>兼株式会社クロスユーアイエス<br>取締役 | 平成29年4月1日 |
| 増田雅己 | 取締役特命担当                                                | 取締役執行役員<br>営業統括部担当<br>兼仙台支店担当                   | 平成29年4月1日 |

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 | 分   | 支給人員 | 支給額    |
|---|-----|------|--------|
| 取 | 締 役 | 7名   | 162百万円 |
| 監 | 査 役 | 3名   | 18百万円  |
| 合 | 計   | 10名  | 180百万円 |

- (注) 1. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は3名 9百万円であります。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年6月20日開催の第27期定時株主総会において年額35百万円以内と決議いただいております。
4. 社外役員として兼任している当社の子会社の役員への役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
 取締役天野忠彦氏は、株式会社アイセックの代表取締役を兼務しております。  
 なお、当社は株式会社アイセックとの間には特別の関係はありません。  
 監査役遠藤正氏は、三協鋼鐵株式会社の監査役及び三浦医院の事務長を兼務しております。  
 なお、当社は三協鋼鐵株式会社及び三浦医院との間には特別な関係はありません。  
 監査役五味洋行氏は、株式会社エグゼクティブ・パートナーズの理事及び株式会社イーアイティーの取締役を兼務しております。なお、当社は株式会社エグゼクティブ・パートナーズ及び株式会社イーアイティーとの間には特別な関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

取締役天野忠彦氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席し、情報サービス業界での豊富な知識と企業経営者としての経験から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・発言を行っております。

監査役遠藤正氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席し、財務及び会計に関する知見から適宜必要な助言・発言を行っております。また、監査役会においては、会計監査、内部監査の適正性への発言を行っております。

監査役五味洋行氏は、当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席し、情報サービス業界における長年に亘る経営者としての豊富な経験と幅広い知見から適宜必要な助言・発言を行っております。また、監査役会においては、会計監査、内部監査の適正性への発言を行っております。

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同法第425条第1項に定める額を賠償責任の限度額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額               | 23百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当連結会計年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署等から収集した情報に基づき、これまでの報酬額の推移、監査に要した時間の実績、報酬単価及び日本公認会計士協会が公表している「監査実施状況調査」に記された同業他社での報酬水準等を確認し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり当社及び関係会社における業務の適正を確保するための必要な体制について決定しております。その「内部統制システム構築に関する基本方針」は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営方針に則った「コンプライアンス方針」を定め、取締役及び使用人が法令、定款及び社内規則を遵守した行動をとるための規範としており、継続的なコンプライアンス教育・研修の実施により、法令遵守意識の定着と周知徹底を図っております。

また、内部監査部門はコンプライアンス状況について監査を行い、その監査結果を社長へ報告すると共に必要に応じ改善指示を通知し、そのフォローアップを行うものとしております。

なお、法令上疑義のある行為等についての通報に応ずる内部通報制度を設け、早期に発見し是正する体制を構築するとともに、通報者の保護に十分配慮することとしております。

#### ② 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）にて記録・保存し、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制としております。

文書等の管理については、文書管理及び情報セキュリティに関する規程並びに関連する諸規則等に基づき、実施される体制としております。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「危機管理規程」を定め、企業経営に関わる危機、リスクの発生防止及び発生時に損失を最小限に防止する体制を整えております。

危機管理委員会においては、リスクに関する発生把握及び危機管理規程の見直しについて対処することとしております。

また、発生時につきましては「BCPマニュアル」（情報セキュリティ関係においては「ISMSマニュアル」及び「個人情報保護マニュアル」）により、早期に解決することとしております。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、業務執行における大幅な権限委譲を伴う執行役員制度の導入により、監督責任

と執行責任の明確化及び業務執行の迅速化に努めております。また各執行役員は取締役会から示された経営計画の達成を担っております。

取締役会は、毎月1回定時取締役会を開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項が全て付議され決定されると共に業務執行状況を監督する機関と位置付け、業績進捗につきましても議論し対策を検討し運用の充実を図っております。

また、取締役及び常勤監査役並びに執行役員の出席による経営会議を毎月1回定時開催しており、経営方針の徹底、業務執行に関する重要事項の協議、進捗状況の報告、監視がなされております。

⑤ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社の子会社の経営意思を尊重しつつ、当社の「関係会社管理規程」に基づき業務執行状況や損失及びリスク、法令及び定款の遵守状況等の必要事項に関して報告を求め、また当社が当該子会社に対し助言を行うことにより、子会社の経営が効率的に行われる体制を確保することとしております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとしております。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとしします。

⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前号の使用人の人事（任命、異動、評定、懲戒）については、監査役会の同意を得るものとしします。

⑧ 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

法令及び定款違反、内部通報、その他会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役及び使用人は、速やかに監査役へ報告を行うものとしします。



- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制  
当社の定める内部通報制度規程において、監査役への内部通報について不利な扱いを受けない旨を規定・施行します。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をした際には、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。
- ⑪ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため、取締役会や経営会議に出席し、監査役が希望するその他の重要な会議へ出席できるものとしております。また、監査役は代表取締役との定期的な意見交換や会計監査人及び内部監査部門との情報交換を行い監査の実効性を確保できるものとし、当社は監査役の独立性を重んじ、その判断を尊重するとともに、監査が実効的に行われるために必要な協力を行うものとしております。
- ⑫ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制  
当社及びその子会社は金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの統制活動の強化により、有効かつ正当な評価ができるよう内部統制システムを構築し、適切な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保することとしております。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応することを基本方針としております。  
反社会的勢力排除に向け、危機管理委員会による協議と対策マニュアルの整備を行っております。また、不当要求防止責任者を設置し、警察・弁護士等の外部の専門機関とも連携を図りつつ対応を行うものとしております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムに基づき、以下の取り組みを行っております。

### ① コンプライアンス体制

取締役及び使用人へのコンプライアンスの理解と意識の向上を図るため、毎年、取締役及び使用人に対しコンプライアンス研修を実施しております。また、毎月、部門単位の代表者が参加するセキュリティ委員会を開催し、コンプライアンスの遵守状況を確認しております。なお、社内規程、方針については社員向けサイトで常時閲覧できる体制となっております。

### ② 取締役の職務の執行

当社は、取締役会を毎月及び必要に応じ臨時で開催し、経営に関する重要事項を決議するとともに、取締役相互に業務執行状況の監督を行っております。

### ③ リスク管理体制

当社は、危機管理委員会を毎月開催し、重要リスクの洗い出しと対策を検討することで、事業継続体制を整えております。

### ④ 監査役の職務執行

監査役は、会計監査人や内部監査部門と定期的に連携を図っております。また、取締役会のほか社内の重要な会議及び委員会に出席することで、事業状況の理解を深め、取締役の業務執行状況を監視するとともに、業務監査の実効性を確保しております。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

| 資産の部            |                  | 負債の部               |                  |
|-----------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,652,271</b> | <b>流動負債</b>        | <b>1,683,877</b> |
| 現金及び預金          | 912,000          | 買掛金                | 370,297          |
| 受取手形及び売掛金       | 2,478,252        | 短期借入金              | 500,000          |
| 仕掛品             | 76,168           | 未払法人税等             | 122,929          |
| 繰延税金資産          | 98,288           | 賞与引当金              | 203,628          |
| その他             | 90,019           | その他                | 487,021          |
| 貸倒引当金           | △2,457           | <b>固定負債</b>        | <b>508,690</b>   |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,381,499</b> | 繰延税金負債             | 3,049            |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>350,336</b>   | 退職給付に係る負債          | 390,318          |
| 建物及び構築物         | 212,057          | 資産除去債務             | 88,017           |
| 工具器具及び備品        | 103,721          | その他                | 27,305           |
| 土地              | 32,998           | <b>負債合計</b>        | <b>2,192,567</b> |
| その他             | 1,560            | <b>純資産の部</b>       |                  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>227,448</b>   | <b>株主資本</b>        | <b>2,667,745</b> |
| のれん             | 176,034          | 資本金                | 459,237          |
| ソフトウェア          | 48,478           | 資本剰余金              | 61,191           |
| その他             | 2,934            | 利益剰余金              | 2,382,381        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>803,714</b>   | 自己株式               | △235,063         |
| 投資有価証券          | 506,313          | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>173,457</b>   |
| 繰延税金資産          | 32,991           | その他有価証券評価差額金       | 169,896          |
| 敷金保証金           | 224,506          | 退職給付に係る調整累計額       | 3,561            |
| その他             | 39,903           | <b>純資産合計</b>       | <b>2,841,203</b> |
| <b>資産合計</b>     | <b>5,033,771</b> | <b>負債・純資産合計</b>    | <b>5,033,771</b> |

招集（通知）

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 連結損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

| 科 目             | 金       | 額          |
|-----------------|---------|------------|
| 売上高             |         | 10,153,176 |
| 売上原価            |         | 8,185,394  |
| 売上総利益           |         | 1,967,782  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 1,413,133  |
| 営業利益            |         | 554,648    |
| 営業外収益           |         |            |
| 受取利息及び配当金       | 8,824   |            |
| 受取手数料           | 1,652   |            |
| 保険配当金           | 3,597   |            |
| その他の            | 8,451   | 22,525     |
| 営業外費用           |         |            |
| 支払利息            | 1,075   | 1,075      |
| 経常利益            |         | 576,098    |
| 特別利益            |         |            |
| 投資有価証券売却益       | 14,610  | 14,610     |
| 特別損失            |         |            |
| 役員権売却損          | 700     | 700        |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 590,008    |
| 法人税、住民税及び事業税    | 188,132 |            |
| 法人税等調整額         | △16,026 | 172,105    |
| 当期純利益           |         | 417,903    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 417,903    |

## 連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

|                          | 株 主 資 本 |           |           |          |             |
|--------------------------|---------|-----------|-----------|----------|-------------|
|                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成28年4月1日残高              | 459,237 | 61,191    | 2,065,307 | △235,063 | 2,350,671   |
| 当 期 変 動 額                |         |           |           |          |             |
| 剰 余 金 の 配 当              |         |           | △100,829  |          | △100,829    |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |         |           | 417,903   |          | 417,903     |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  |         |           |           |          |             |
| 当 期 変 動 額 合 計            |         |           | 317,073   |          | 317,073     |
| 平成29年3月31日残高             | 459,237 | 61,191    | 2,382,381 | △235,063 | 2,667,745   |

(千円未満切捨表示)

|                          | その他の包括利益累計額                |                            |                              | 純 資 産 合 計 |
|--------------------------|----------------------------|----------------------------|------------------------------|-----------|
|                          | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 退 職 給 付 に 係 る<br>調 整 累 計 額 | そ の 他 の 包 括 利 益<br>累 計 額 合 計 |           |
| 平成28年4月1日残高              | 34,119                     | △31,118                    | 3,000                        | 2,353,672 |
| 当 期 変 動 額                |                            |                            |                              |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                            |                            |                              | △100,829  |
| 親 会 社 株 主 に<br>帰属する当期純利益 |                            |                            |                              | 417,903   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額)  | 135,776                    | 34,680                     | 170,456                      | 170,456   |
| 当 期 変 動 額 合 計            | 135,776                    | 34,680                     | 170,456                      | 487,530   |
| 平成29年3月31日残高             | 169,896                    | 3,561                      | 173,457                      | 2,841,203 |

## 連結注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### 1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社クロスユーアイエス

#### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～20年

工具器具及び備品 3年～6年

## ② 無形固定資産

### 定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

## (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末に負担すべき支給見込額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金 …… 請負開発契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における請負開発契約に係る損失見込額を計上しております。

## (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

### ① 退職給付に係る会計処理の方法

#### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ・数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

#### ・小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### ② 重要な収益及び費用の計上基準

#### ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分について成果の現実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いております。

③ のれんの償却方法及び償却期間  
7年間の定額法により償却しております。

④ 消費税の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

### 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

### 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 219,965千円

### 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### 1. 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式  | 9,210,960            | —                    | —                    | 9,210,960           |

#### 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度<br>期首株式数 (株) | 当連結会計年度<br>増加株式数 (株) | 当連結会計年度<br>減少株式数 (株) | 当連結会計年度末<br>株式数 (株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 普通株式  | 808,494              | —                    | —                    | 808,494             |



### 3. 剰余金の配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額等

平成28年6月29日開催の第43期定時株主総会決議による配当に関する事項

|            |            |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額   | 100,829千円  |
| ・ 1株当たり配当額 | 12円        |
| ・ 基準日      | 平成28年3月31日 |
| ・ 効力発生日    | 平成28年6月30日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

平成29年6月28日開催予定の第44期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

|            |            |
|------------|------------|
| ・ 配当金の総額   | 126,036千円  |
| ・ 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ・ 1株当たり配当額 | 15円        |
| ・ 基準日      | 平成29年3月31日 |
| ・ 効力発生日    | 平成29年6月29日 |

### 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画や資金繰りに照らして、必要な資金を銀行借入金により調達しており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引は後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業部門は、販売管理規程に則り主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによってリスクを管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価や取引先企業の財務状況を把握し、保有状況を見直すことによりリスクを管理しております。

敷金及び保証金は、主に当社グループの事業所の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、差入先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。それらの支払については、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、銀行借入金により調達しております。それに係る支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用する場合がありますが、そのデリバティブ取引については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、執行・管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表計上額(*) | 時価(*)     | 差額      |
|--------------|---------------|-----------|---------|
| (1)現金及び預金    | 912,000       | 912,000   | —       |
| (2)受取手形及び売掛金 | 2,478,252     | 2,478,252 | —       |
| (3)投資有価証券    | 500,047       | 500,047   | —       |
| (4)敷金保証金     | 224,506       | 200,146   | △24,359 |
| (5)買掛金       | (370,297)     | (370,297) | —       |
| (6)短期借入金     | (500,000)     | (500,000) | —       |
| (7)未払法人税等    | (122,929)     | (122,929) | —       |

(\*)負債に計上されているものは、( ) で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 敷金保証金

敷金及び保証金の時価については、合理的に見積った返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いて算定する方法によっております。

(5) 買掛金、(6)短期借入金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 (千円) |
|-------|-----------------|
| 非上場株式 | 6,266           |

(注)非上場株式については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず時価を把握することが困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

**1 株当たり情報に関する注記**

1. 1株当たり純資産額 338円 14銭

2. 1株当たり当期純利益 49円 74銭

# 貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(千円未満切捨表示)

| 資産の部            |                  | 負債の部            |                  |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 科 目             | 金 額              | 科 目             | 金 額              |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,319,839</b> | <b>流動負債</b>     | <b>1,508,832</b> |
| 現金及び預金          | 722,963          | 買掛金             | 318,103          |
| 売掛金             | 2,215,790        | 短期借入金           | 500,000          |
| 仕掛品             | 70,937           | 未払金             | 42,147           |
| 前払費用            | 42,007           | 未払費用            | 146,341          |
| 繰延税金資産          | 74,276           | 未払法人税等          | 103,045          |
| 関係会社短期貸付金       | 150,000          | 未払消費税等          | 171,379          |
| その他             | 46,075           | 前受金             | 25,587           |
| 貸倒引当金           | △2,210           | 預り金             | 22,493           |
| <b>固定資産</b>     | <b>1,385,775</b> | 賞与引当金           | 169,293          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>290,498</b>   | その他             | 10,440           |
| 建物              | 189,815          | <b>固定負債</b>     | <b>480,348</b>   |
| 構築物             | 493              | 長期未払金           | 27,305           |
| 車両運搬具           | 1,560            | 退職給付引当金         | 374,048          |
| 工具器具及び備品        | 65,630           | 資産除去債務          | 78,994           |
| 土地              | 32,998           | <b>負債合計</b>     | <b>1,989,181</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>39,990</b>    | <b>純資産の部</b>    |                  |
| ソフトウェア          | 37,055           | <b>株主資本</b>     | <b>2,546,537</b> |
| 電話加入権           | 2,391            | 資本金             | 459,237          |
| その他             | 542              | 資本剰余金           | 61,191           |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,055,286</b> | 資本準備金           | 61,191           |
| 投資有価証券          | 506,313          | <b>利益剰余金</b>    | <b>2,261,173</b> |
| 関係会社株式          | 250,000          | 利益準備金           | 53,618           |
| 繰延税金資産          | 34,562           | その他利益剰余金        | 2,207,555        |
| 敷金保証金           | 224,506          | 別途積立金           | 38,000           |
| 役員保険積立金         | 21,384           | 繰越利益剰余金         | 2,169,555        |
| その他             | 18,519           | <b>自己株式</b>     | <b>△235,063</b>  |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,705,615</b> | 評価・換算差額等        | 169,896          |
|                 |                  | その他有価証券評価差額金    | 169,896          |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>    | <b>2,716,433</b> |
|                 |                  | <b>負債・純資産合計</b> | <b>4,705,615</b> |

# 損益計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

| 科 目          | 金 額     |           |
|--------------|---------|-----------|
| 売上高          |         | 8,823,346 |
| 売上原価         |         | 7,152,694 |
| 売上総利益        |         | 1,670,652 |
| 販売費及び一般管理費   |         | 1,207,616 |
| 営業利益         |         | 463,036   |
| 営業外収益        |         |           |
| 受取利息及び配当金    | 8,824   |           |
| 受取手数料        | 1,652   |           |
| 保険配当         | 3,597   |           |
| その他          | 7,611   | 21,684    |
| 営業外費用        |         |           |
| 支払利息         | 1,075   | 1,075     |
| 経常利益         |         | 483,645   |
| 特別利益         |         |           |
| 投資有価証券売却益    | 14,610  | 14,610    |
| 特別損失         |         |           |
| 役員権売却損       | 700     | 700       |
| 税引前当期純利益     |         | 497,555   |
| 法人税、住民税及び事業税 | 168,202 |           |
| 法人税等調整額      | 7,905   | 176,107   |
| 当期純利益        |         | 321,447   |

## 株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から  
平成29年3月31日まで)

(千円未満切捨表示)

|                                 | 株 主 資 本 |           |           |                 |           |             |
|---------------------------------|---------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-------------|
|                                 | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 |                 |           | 利 益 剰 余 金 計 |
|                                 |         | 資 本 準 備 金 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |             |
|                                 |         |           |           | 別 途 積 立 金       | 繰 越 利 益 金 |             |
| 平成28年4月1日残高                     | 459,237 | 61,191    | 53,618    | 38,000          | 1,948,936 | 2,040,554   |
| 事業年度中の変動額                       |         |           |           |                 |           |             |
| 剰余金の配当                          |         |           |           |                 | △100,829  | △100,829    |
| 当期純利益                           |         |           |           |                 | 321,447   | 321,447     |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |         |           |           |                 |           |             |
| 事業年度中の変動額合計                     |         |           |           |                 | 220,618   | 220,618     |
| 平成29年3月31日残高                    | 459,237 | 61,191    | 53,618    | 38,000          | 2,169,555 | 2,261,173   |

(千円未満切捨表示)

|                                 | 株 主 資 本  |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 純 資 産 合 計 |
|---------------------------------|----------|-------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                                 | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 平成28年4月1日残高                     | △235,063 | 2,325,919   | 34,119                     | 34,119                 | 2,360,039 |
| 事業年度中の変動額                       |          |             |                            |                        |           |
| 剰余金の配当                          |          | △100,829    |                            |                        | △100,829  |
| 当期純利益                           |          | 321,447     |                            |                        | 321,447   |
| 株主資本以外の項目の<br>事業年度中の変動額<br>(純額) |          |             | 135,776                    | 135,776                | 135,776   |
| 事業年度中の変動額合計                     |          | 220,618     | 135,776                    | 135,776                | 356,394   |
| 平成29年3月31日残高                    | △235,063 | 2,546,537   | 169,896                    | 169,896                | 2,716,433 |

## 個別注記表

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針に係る事項

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの …………… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産

仕掛品 …………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| 建物       | 3年～20年 |
| 工具器具及び備品 | 3年～6年  |

##### (2) 無形固定資産

定額法

なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年）に基づく均等配分額とを比較し、いずれが多い金額をもって償却し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法によっております。

#### 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金 …………… 従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

- (3) 受注損失引当金 …… 請負開発契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における請負開発契約に係る損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

ソフトウェアの請負開発契約に係る収益の計上基準

当事業年度までの進捗部分について成果の現実性が認められる契約については工事進行基準を、その他の契約については検収基準を適用しております。なお、進捗度の見積りについては、原価比例法を用いております。

#### 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

##### (2) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

### 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度から適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当該変更による当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。



**追加情報**

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

**貸借対照表に関する注記**

- |                                     |           |
|-------------------------------------|-----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                   | 193,497千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務（区分表示されたものを除く） |           |
| 短期金銭債権                              | 1,945千円   |
| 短期金銭債務                              | 2,411千円   |

**損益計算書に関する注記**

|                              |          |
|------------------------------|----------|
| 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額 |          |
| 営業取引（収入分）                    | 1,995千円  |
| 営業取引（支出分）                    | 47,581千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分）               | 5,250千円  |
| 営業取引以外の取引（支出分）               | －千円      |

**株主資本等変動計算書に関する注記**

自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首<br>株式数<br>(株) | 当事業年度増加<br>株式数<br>(株) | 当事業年度減少<br>株式数<br>(株) | 当事業年度末<br>株式数<br>(株) |
|------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|
| 普通株式 | 808,494               | －                     | －                     | 808,494              |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

|            |                 |
|------------|-----------------|
| 繰延税金資産     |                 |
| 賞与引当金      | 52,243千円        |
| 未払事業税      | 9,283千円         |
| 未払事業所税     | 3,221千円         |
| 未払法定福利費    | 7,905千円         |
| その他        | 1,622千円         |
| (繰延税金資産合計) | <u>74,276千円</u> |

(固定の部)

|            |                  |
|------------|------------------|
| 繰延税金資産     |                  |
| 退職給付引当金    | 114,533千円        |
| 資産除去債務     | 24,188千円         |
| 未払費用       | 15,106千円         |
| 長期未払金      | 6,430千円          |
| 減損損失       | 4,938千円          |
| その他        | 7,991千円          |
| (繰延税金資産小計) | <u>173,189千円</u> |
| 評価性引当額     | <u>△42,730千円</u> |
| (繰延税金資産合計) | <u>130,458千円</u> |

|                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 繰延税金負債          |                  |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △20,064千円        |
| その他有価証券評価差額金    | <u>△75,831千円</u> |
| (繰延税金負債合計)      | <u>△95,895千円</u> |
| 繰延税金資産の純額       | <u>34,562千円</u>  |

## 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

| 種類  | 会社等の名称            | 議決権等の所有割合    | 関連当事者との関係                           | 取引の内容                    | 取引金額<br>(千円)              | 科目            | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|--------------|-------------------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------|--------------|
| 子会社 | 株式会社<br>クロスユーアイエス | 所有<br>直接100% | 役員の兼任<br>資金の貸付<br>ソフトウェア<br>開発業務の委託 | 資金の貸付<br>貸付金の回収<br>利息の受取 | 840,000<br>920,000<br>962 | 関係会社<br>短期貸付金 | 150,000      |

(注) 貸付金の利息については市場金利を参考に決定しております。

### 1 株当たり情報に関する注記

- 1 株当たり純資産額 323円 29銭
- 1 株当たり当期純利益 38円 26銭

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社クロスキャット  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 新 太 郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社クロスキャットの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クロスキャット及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社クロスキャット  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中 井 新 太 郎 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社クロスキャットの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第44期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月10日

株式会社クロスキャット 監査役会

常勤監査役 田丸 俊次 ㊟  
社外監査役 遠藤 正 ㊟  
社外監査役 五味 洋行 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

第44期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業環境を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 15円  
なお、この場合の配当総額は 126,036,990円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成29年6月29日

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の監督機能を強化し、経営に関する透明性を高めることにより、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (2) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                              | 変 更 案                                                                |
|------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------|
| 第1章 総 則                                              | 第1章 総 則                                                              |
| (機 関)                                                | (機 関)                                                                |
| 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。                         | 第4条 当社は、株主総会及び取締役の他、次の機関を置く。                                         |
| (1) 取締役会                                             | (1) 取締役会                                                             |
| <u>(2) 監査役</u>                                       | (削 除)                                                                |
| <u>(3) 監査役会</u>                                      | <u>(2) 監査等委員会</u>                                                    |
| <u>(4) 会計監査人</u>                                     | <u>(3) 会計監査人</u>                                                     |
| 第2章 株 式                                              | 第2章 株 式                                                              |
| (株主名簿管理人)                                            | (株主名簿管理人)                                                            |
| 第10条 (条文省略)                                          | 第10条 (現行どおり)                                                         |
| 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会の決議によって定め</u> 、これを公告する。 | 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 <u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め</u> 、これを公告する。 |



| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>7</u>名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> 補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(新 設)</p> | <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は本定款に定めるもののほか、<u>取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第18条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)を除く。</u>）は<u>10</u>名以内とする。</p> <p><u>2</u> 当社の監査等委員は5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3</u> 補欠又は増員として選任された取締役（<u>監査等委員を除く。</u>）の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p><u>4</u> 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了すべき時までとする。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第24条～第25条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって<u>重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p>(削 除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> | <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(常勤監査等委員)</p> <p>第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(監査役会の規程)</p> <p>第34条 <u>監査役会</u>に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>監査役</u>の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の実任免除)</p> <p>第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第427条第1項の最低責任限度額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>会計監査人の報酬は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第40条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (条文省略)</p> | <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令又は本定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第35条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p> |

### 第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は次のとおりであります。

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式数 |
|-------|------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 再任<br>うし じま ゆたか<br>牛 島 豊<br>(昭和24年10月31日生)     | 昭和52年10月 当社入社<br>平成2年5月 当社取締役システム本部長<br>平成10年6月 当社常務取締役システム本部長<br>平成17年6月 当社専務取締役<br>平成21年4月 当社代表取締役副社長<br>平成22年3月 当社代表取締役社長<br>平成25年4月 当社代表取締役会長（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>当社及び当社グループの経営に豊富な経験と実績を有しており、代表取締役社長及び代表取締役会長として7年に亘り強いリーダーシップを発揮しております。これらの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としてしました。 | 444千株      |
| 2     | 再任<br>いの うえ たか のり<br>井 上 貴 功<br>(昭和33年12月21日生) | 昭和58年4月 当社入社<br>平成15年4月 当社執行役員コンサルティング事業部長<br>平成21年6月 当社取締役執行役員営業統括部長<br>平成23年4月 当社常務取締役執行役員<br>営業統括部担当<br>平成24年4月 当社代表取締役副社長<br>執行役員営業統括部担当<br>平成25年4月 当社代表取締役社長（現任）<br><br>取締役候補者とした理由<br>当社の主力業務を育てた強いリーダーシップを活かし、代表取締役社長として当社を牽引しております。これまでの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定等に反映していただくため、取締役候補者としてしました。         | 56千株       |

招集（通知）

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                   | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3         | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さ とう たけ つぐ<br/>佐 藤 武 次<br/>(昭和27年11月29日生)</p> | <p>平成20年5月 当社入社<br/>平成22年4月 当社執行役員金融第三ビジネス事業部長<br/>平成24年6月 当社取締役執行役員社会・法人ビジネス事業部担当兼社会・法人ビジネス事業部長<br/>平成25年4月 当社取締役常務執行役員金融ビジネス事業部担当<br/>平成27年4月 当社取締役常務執行役員金融ビジネス事業部担当兼公共ビジネス事業部担当兼法人ビジネス事業部担当<br/>平成28年10月 当社取締役常務執行役員金融第1ビジネス事業部担当兼金融第2ビジネス事業部担当兼公共ビジネス事業部担当兼法人ビジネス事業部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>金融システムに精通した豊富な経験と幅広い知識を活かし当社の開発部門を率いております。これまでの知識、経験を当社の経営や取締役会における意思決定に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | 8千株        |
| 4         | <p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">み しま みね お<br/>三 嶋 峰 雄<br/>(昭和26年5月17日生)</p>   | <p>昭和53年4月 当社入社<br/>平成15年4月 当社執行役員管理統括部長<br/>平成22年6月 当社取締役上席執行役員経営企画室長<br/>平成23年4月 当社取締役経営財務統括部担当<br/>平成24年4月 当社取締役執行役員経営財務統括部担当<br/>平成25年6月 当社取締役執行役員経営財務統括部担当兼管理統括部担当<br/>平成27年4月 当社取締役常務執行役員経営財務統括部担当<br/>平成29年4月 当社取締役常務執行役員経営統括部担当兼財務管理統括部担当（現任）</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>当社の管理部門における豊富な経験と幅広い知識を活かし、当社の経営や取締役会における意思決定に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p>                                                    | 79千株       |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                              | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5         | <p style="text-align: center;"><b>再任</b></p> <p style="text-align: center;">まえ だ こう じ<br/><b>前 田 耕 司</b><br/>(昭和29年8月8日生)</p> | <p>昭和54年10月 当社入社<br/>           平成12年6月 当社取締役ネットワーク事業部長<br/>           平成15年6月 当社上席執行役員ネットワーク事業部長<br/>           平成17年6月 当社取締役執行役員営業統括部長<br/>           平成23年4月 当社取締役執行役員仙台支店担当兼ICTサービス&amp;サポート事業部長<br/>           平成25年7月 当社取締役常務執行役員公共ビジネス事業部担当兼法人ビジネス事業部担当兼仙台支店担当<br/>           平成27年4月 当社取締役常務執行役員営業統括部担当兼事業推進統括部担当兼事業推進統括部長<br/>           平成27年6月 (株)クロスユーアイエス取締役<br/>           平成29年4月 当社取締役執行役員営業統括部担当兼仙台支店担当 (現任)</p> <p>取締役候補者とした理由<br/>           当社において新規業務システムを推進し育てたリーダーシップを活かし、当社の経営や取締役会における意思決定に反映していただくため、取締役候補者となりました。</p> | 66千株       |

招集  
通知

事業報告

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

#### 第4号議案

#### 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案については、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                        | 所有する当社の株式数 |
|-------|-------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | <p><b>新任</b></p> <p>た まる しゅん じ<br/>田 丸 俊 次<br/>(昭和33年11月24日生)</p> | <p>昭和61年1月 当社入社<br/>平成18年4月 当社管理統括部購買部長<br/>平成21年4月 当社内部監査室長<br/>平成24年6月 当社常勤監査役(現任)<br/>平成27年6月 (株)クロスユーアイエス監査役(現任)</p> <p>監査等委員である取締役候補者とした理由<br/>当社での管理業務及び監査役監査の豊富な経験と知識を活かし、取締役会の意思決定に反映していただくため監査等委員である取締役候補者となりました。</p>                                       | 21千株       |
| 2     | <p><b>新任</b></p> <p>あま の ただ ひこ<br/>天 野 忠 彦<br/>(昭和21年8月5日生)</p>   | <p>昭和45年4月 富士通(株)入社<br/>平成6年4月 NTTインターネット(株)出向<br/>平成10年6月 NTTインターネット(株)取締役<br/>平成17年7月 (株)アイセック代表取締役(現任)<br/>平成25年9月 当社監査役<br/>平成27年6月 当社取締役(現任)</p> <p>監査等委員である取締役候補者とした理由<br/>経営者としての豊富な経験と長きに亘り在籍した情報サービス業界に関する知識を取締役会の意思決定に反映していただくため、監査等委員である取締役候補者となりました。</p> | —          |



| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 所有する当社の株式数 |
|-------|---------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | <p>新任</p> <p>ごみひろゆき<br/>五味洋行<br/>(昭和21年9月6日生)</p> | <p>昭和46年4月 (株)野村電子計算センター(現(株)野村総合研究所)入社</p> <p>平成9年6月 (株)野村総合研究所取締役</p> <p>平成15年6月 (株)中電シーティーアイ常務取締役</p> <p>平成17年6月 (株)ハイマックス取締役副社長</p> <p>平成18年4月 (株)ハイマックス代表取締役社長</p> <p>平成22年6月 (株)エグゼクティブ・パートナーズ理事(現任)</p> <p>平成27年6月 当社監査役(現任)</p> <p>平成28年6月 (株)イーアイティー取締役(現任)</p> <p>監査等委員である取締役候補者とした理由<br/>長年に亘り在籍した情報サービス業界における経営者としての豊富な経験と幅広い知見を取締役会の意思決定に反映していただくため、監査等委員である取締役候補者となりました。</p> | —          |

- (注) 1. 田丸俊次氏が監査等委員である取締役に選任されますと、本定時株主総会終了後、最初に開催される監査等委員会において、常勤の監査等委員に選定される予定です。
2. 天野忠彦氏、五味洋行氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。当社は、天野忠彦氏、五味洋行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、天野忠彦氏、五味洋行氏が監査等委員である取締役に選任された場合、引き続き独立役員となる予定です。
3. 当社は、天野忠彦氏の重要な兼職先である株式会社アイセックとの間には特別の関係はありません。
4. 当社は、五味洋行氏の重要な兼職先である株式会社エグゼクティブ・パートナーズ及び株式会社イーアイティーとの間には特別の関係はありません。
5. 当社と天野忠彦氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が監査等委員である取締役に選任された場合、改めて責任限定契約を締結する予定です。
6. 五味洋行氏が監査等委員である取締役に選任された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。
7. 天野忠彦氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

## 第5号議案

### 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                     | 所有する当社の株式数 |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| ごとう たかお<br>後藤 孝男<br>(昭和23年6月25日生) | 昭和46年4月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所<br>昭和50年4月 公認会計士登録<br>平成6年9月 同代表社員<br>平成15年6月 東京都都民共済生活協同組合理事就任（現任）<br>平成23年6月 有限責任監査法人トーマツ退職 | —          |
|                                   | 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由<br>公認会計士として長年培った会計に関する知識と監査法人の代表社員の経験を取締役会の意思決定に反映していただくことを期待し、補欠の監査等委員である取締役候補者となりました。                   |            |

- (注) 1. 後藤孝男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役として選任するものであります。  
 2. 当社は、後藤孝男氏の重要な兼職先である東京都民共済生活共同組合との間には特別の関係はありません。

## 第6号議案

### 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額200百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、取締役の定員7名から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の定員は10名となります。

つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して年額300百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといいたします。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役は7名であります。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名となります。

## 第7号議案

### 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社の監査役の報酬額は、平成12年6月20日開催の第27期定時株主総会において年額350百万円以内とご承認いただき現在に至っております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行し、監査役の定員4名から監査等委員である取締役の定員は5名となります。

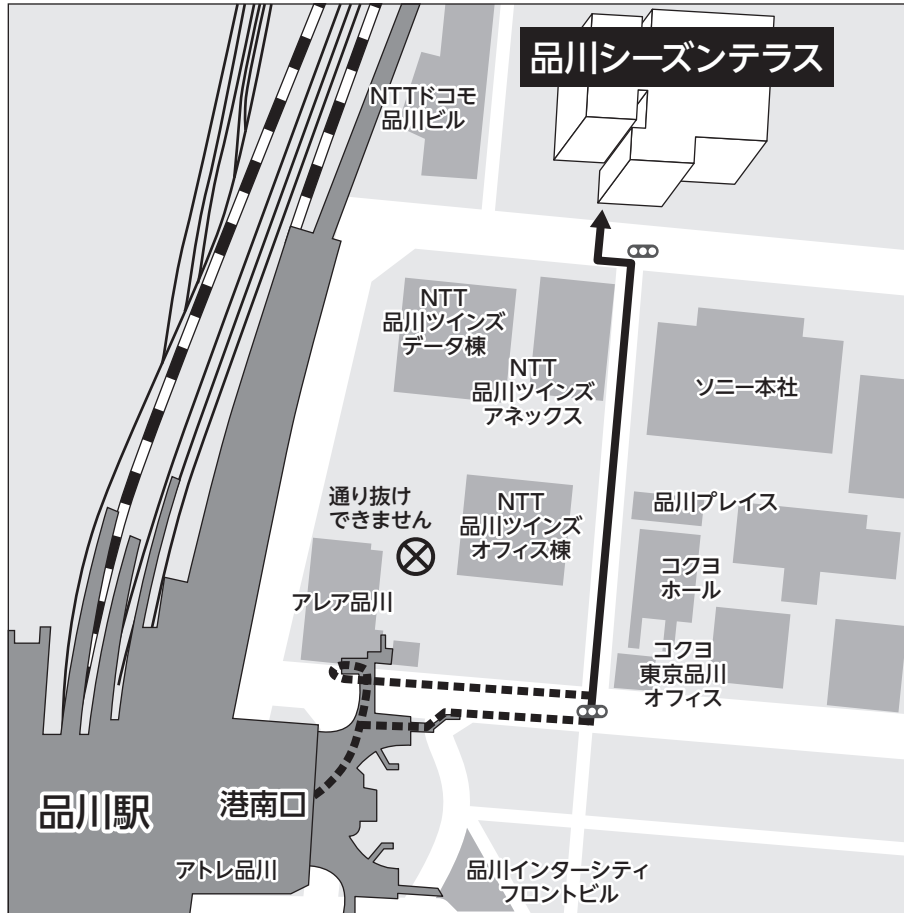
つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して年額60百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。本議案に係る決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといいたします。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

以上

# 株主総会会場ご案内

会場 東京都港区港南一丁目2番70号  
品川シーズンテラス  
3階 カンファレンス  
TEL 03 (6433) 1905



交通 J R品川駅 港南口 (東口) より徒歩6分  
京浜急行電鉄品川駅 高輪口より徒歩9分

※ お土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数に関わらず、ご出席の株主様一人に対し1個とさせていただきます。